

来歴区分表 v0.17 — 制作来歴開示規格（案）

項目	内容
文書 ID	STD-PROV-001
版数	v0.17（意見募集中の案）
公開日	2026-08-03（v0.17 は 2026-08-07 改訂）
作成	来歴標準プロジェクト
運営	JumpStack 株式会社
ライセンス	CC BY 4.0 — 出典を書けば、書き換えても商売に使っても自由です

この文書について

作品を作るときに生成 AI をどれだけ使ったかを **区分 A～E** で、その申告がどれだけ確かめられているかを **V0～V4** で表すための、共通の言葉づかいです。

3つの立場

1. AI を使うことの善し悪しは決めません。 区分 A～E に**優劣はありません**。区分は「生成 AI をどれだけ使ったか」の順序であって、**作品の良し悪しの順序ではありません**。全部 AI で作った作品にも、同じように来歴はあります。

2. 「AI を使っていない」ことは証明できません。 だから証明しません。この規格では、出来上がった作品を見て AI かどうかを見分けることは一切しませんし、勧めもしません。見分けるツールの誤判定で、実際に人が仕事を失っています。

この規格が見るのは、**作った人の申告と、制作の記録が食い違ってないか**、それだけです。

3. 保証ではありません。 いちばん上の V4 であっても、「AI を使っていないことの保証」でも「作品が本物であることの保証」でもありません。示せるのは、**申告が後から確かめられる形で裏づけられている度合い**です。

この規格に出てくる人たち

呼び方	誰のこと
作った人	作品を作り、区分を申告する人。個人でも会社でもかまいません
検証員	作った人の記録の残し方を確かめる人。運営団体の認定を受けます
運営団体	この規格にもとづく確認や登録のしくみを運営する団体。 この規格は CC BY 4.0 なので、どの団体でも運営できます 。複数あってもかまいません
表示する場所	作品と一緒にマークを表示するウェブサイトや

呼び方	誰のこと
	サービス（投稿サイト、販売サイトなど）

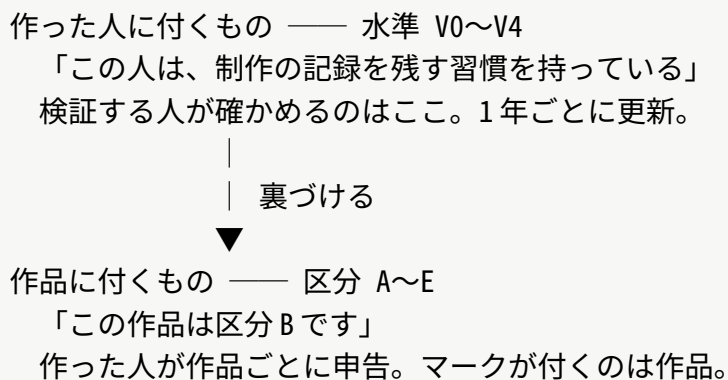
言葉の強さ

この規格では、次のように書き分けます。

書き方	意味
「～します／～しません／～してはいけません」	守らないと、この規格に沿っているとは言えません
「～が望ましい」	できるだけそうしてください。守れなくても規格違反ではありません
「～できます」	してもしなくても自由です

区分は作品に、水準は作った人に

ここがこの規格でいちばん大事なところです。



区分（A～E）は作品に付きます

同じ人でも、作品ごとに区分は変わります。今日はA、明日はDということが普通に起きます。

区分を人に付けてはいけません。「区分Aの作家」「区分Eの作家」というレッテル貼りは、AIを使うことの善し悪しを決めないというこの規格の立場に反します。人に付くのは水準（V）だけです。

水準（V0～V4）は作った人に付きます

確かめるのは作品1点ずつではなく、**その人やその会社が、制作の記録を残す仕組みを持っているか**です。

食品のHACCPやISO 9001と同じ考え方です。製品を1個ずつ検査するのではなく、作り方の仕組みを確かめて、その裏づけのもとで製品に表示します。

作品を1点ずつ第三者が確かめる方法では、費用が合いません。仕事として作っている人は月に何十点も納品するからです。

表示の読み方

来歴	B-V3
	この人の水準（V3＝第三者が確かめた） この作品の区分（B＝非生成的補助のみ）

「区分 B の作品を、水準 V3 の人が申告した」と読みます。

嘘があると、まとめて止まります

嘘の申告が分かった場合、取り消されるのは**その人の水準**です。その人の**すべての作品の表示が、いっぺんに止まります**。1 点ごまかすと全部失う仕組みです。

第 1 部：区分 — 生成 AI をどれだけ使ったか【作品ごと】

区分	名前	どういう状態か
A	生成的関与なし	生成 AI を使っておらず、AI が作ったものは作品に一切入っていない
B	非生成的補助のみ	AI は使ったが、もともとあったものを整えただけ（下準備だけ）で、新しい中身は作られていない
C	従属的生成	AI が作ったものが入っているが、脇役にとどまる。または参考にただけで作品には残っていない
D	主要部分の生成＋実質的改変	作品の主な部分を AI が作り、そこに人が作品と呼べるだけの手を入れた
E	全面的生成	AI が作ったものが、ほぼそのまま作品になっている

区分の見分け方

B と C の分かれ目 — 新しい中身が生まれたか

B になる例	C になる例
誤字脱字の自動チェック	文章の一部を AI に書かせた
ノイズ取り、画質上げ、手ブレ補正	背景を AI に描かせた
被写体の自動選択、背景の切り抜き	生成塗りつぶしでものを描き足した
線画の自動整え、下塗りの自動着色	AI のラフを下敷きにして描いた
音声の文字起こし、音程の補正	メロディの一部を AI に作らせた
翻訳のときの用語検索・候補表示	機械翻訳の文章をそのまま使った（文章の一部）

見分けるコツ：もとからあったものを「整えただけ」なら B。もとに**無かったもの**が出てきたなら C 以上。

C と D の分かれ目 — AI の部分を取り除いても作品になるか

AI が作った部分を取り除いてみる

—— それでも作品として成り立つ —————→ 区分 C
(背景だけ AI、素材の一部、参考にしただけ)

—— 成り立たない —————→ 区分 D か E

D と E の分かれ目 — 人の手入れが「作品と呼べる」ところまで来ているか

切り抜き、色の調整、ちょっとした直し、一部を消す——このくらいは「整えただけ」です。それを超えて、**人が新しく作品を作ったと言えるところまで**手を入れたなら D、そうでなければ E です。

A から E へ向かって、生成 AI の関与は大きくなります。（これは軸の向きであって、良し悪しの順ではありません。）

迷ったときは、**関与が大きいほうの区分を選んでください**（C か D で迷ったら D、D か E で迷ったら E）。関与を小さく申告すると嘘の申告になりますが、大きく申告しても嘘にはなりません。

「主な部分」は、何を作品として申告するかで変わります

同じ AI 生成のバナー画像でも、**サイト全体**を 1 つの作品として申告するなら部品の一つ（C）ですが、**バナー単体**を納品物として申告するならほぼそのまま（E）です。キャッチコピーも同じで、ポスターの一要素なら C でも、コピー単体が納品物なら E になります。申告の前に、**何を 1 つの作品として数えるか**を決めてください。受注の仕事なら、納品物の単位に合わせるのが自然です。

1 つの作品に複数の区分が混ざるとき

作品の部分ごとに区分が違うときは、**関与がいちばん大きい区分を全体の区分として申告**し、必要なら内訳を書き添えます。

書き方の例：区分 D（人物：A／背景：D）

もっと具体的な例

よくある制作フロー（生成塗りつぶし、空の置き換え、AI ラフの描き直し、コード補完など）を区分に当てはめた例を、別紙「よくある制作フローと区分例」にまとめています。**別紙は参考情報であり、規格の一部ではありません。**

第2部：水準 — 作った人をどれだけ確かめたか【人ごと】

水準	名前	何を確かめたか	誰が確かめるか
V0	開示なし	— 区分の申告自体をしていない	—
V1	自己申告	確かめていない。本人が区分を申告しているだけ	本人
V2	記録あり	本人 が、決められた記録を残すと宣言し、抜き取りの確認に応じると同意した	本人＋抜き取り確認
V3	第三者が確認	その人の記録の残し方 を、認定を受けた検証員が確かめた	認定来歴検証員
V4	ずっと確認	その人の制作環境 をいつでも確かめられる状態にし、継続して確認している	認定来歴検証員＋システム連携

V0 は、表示には現れません。 区分を申告した時点で、その人は少なくとも V1 になります。V0 は「まだ何も表示していない」という状態を指すための言葉であって、**誰かに付ける段ではありません。**

作った人は、V2 以上の水準を 1 年ごとに更新します。 更新しないと、水準は V1 に下がります。**V0 に下がることはありません。**

誰の単位で数えるか

形	誰に付くか
個人で作っている人	その人
工房、スタジオ、制作会社	会社または事業所ごと
何人かで一緒に作った作品	申告する責任者を 1 人決め、その人の水準を使う

何を記録として残すか

記録には**仕組みの記録**と**作品ごとの記録**の 2 種類があります。

仕組みの記録（V2 以上で用意するもの）

- ・ 制作の記録をどう残すかを書いた社内ルール
- ・ 使っている道具（ソフト）とその設定の一覧、変えたときの履歴
- ・ 作品ごとの記録を一定期間しまっておく方法と、その期間の決め
- ・ 生成 AI を使うときは、その使用記録を残す運用

作品ごとの記録（申告する区分で変わります）

区分	作品ごとに残しておくもの（例）
A・B	ラフ、下書き、レイヤーを分けたデータ、書き直しの履歴／ソフトの作業履歴・ヒストリー／写真のRAWとExif／できれば第三者による時刻の記録
C・D	上に加えて、 生成AIの使用記録 （使ったサービス名・モデル名、指示文、作った日時、AIが出したもとのデータ）／AIが作った部分が作品のどこに当たるかの対応
E	生成AIの使用記録（サービス名・モデル名、指示文、作った日時、出力したもとのデータ）／C2PAなど機械が読める来歴情報があればそれ

C2PA（Content Credentials）は有力な記録として使えますが、必須ではありません。手描きやアナログの制作、対応していないソフト、複数の道具をまたぐ作り方を締め出さないためです。

水準の扱いについて

水準は「どれだけ確かめられているか」の順序であって、**人の価値の順序ではありません。**水準を持たないことは、その人が何か悪いことをしているという意味ではありません。

これを守るため、次のことを規格を守る条件とします。

#	条件
1	表示する場所は、V0 をバッジや印として表示してはいけません。 表示のない作品に「V0」と記すこと、V0 の一覧や絞り込みを設けることも同じです
2	表示する場所と発注する人は、水準を持たないことだけを理由に、作った人を不利に扱ってはいけません。 下に表示する、検索から外す、自動的に低く評価する——いずれも同じです
3	発注する人は、募集要項や発注の条件で、必要のない高い水準を一律に求めてはいけません。 その仕事の性質から本当に必要な場合に限りま
4	運営団体と表示する場所は、水準を「格付け」「ランク」として説明してはいけません

個別作品検証（W）についての同じ趣旨の条件は、次の「Wの使いすぎを防ぐために」にあります。

作品 1 点だけを確認する方法 (W)

高い金額の仕事、コンペへの応募、争いごとへの対応など、**特定の 1 作品だけを第三者に確かめてほしい**ことがあります。これは人の水準とは別の手続きにして、W を付けて表します。

書き方の例：来歴 B-V3(W) — 区分 B の作品、水準 V3 の人、しかもこの作品自体も確かめた

水準を持っていない人 (V1) でも、作品 1 点だけを確認してもらえます (来歴 A-V1(W))。毎年
の水準の手続きを続けるのが難しい学生やアマチュアの方でも、勝負の 1 点でだけ第三者に確かめてもらえるようにするためです。

W は「いちばん上」ではありません

W は V0～V4 の順番の外にあります。「V4 の上」でも「V3 の強化版」でもなく、**特別な場面のための追加の手続き**です。

W を使う場面は、次のようなものに限られます。

- 高い金額の仕事で、契約が特定の区分を条件にしている場合
- コンペや公募で、主催者が入賞候補だけを確認する場合
- 疑いをかけられた人が、自分から潔白を示すために申し込む場合

W の使いすぎを防ぐために

W が当たり前になると、**作品 1 点ごとに費用がかかる状態が固定されます。**この規格が人ごとの確認にして費用を抑えた意味がなくなり、費用を払えない人が仕事から締め出されます。

これを防ぐため、次のことを規格を守る条件とします。

#	条件
1	表示する場所と発注する人は、W が付いていないことを理由に、作った人を不利に扱ってはいけません。W のない作品を、下に表示したり検索から外したり、自動的に低く評価してはいけません
2	発注する人は、募集要項や発注の条件で「W 必須」を一律に求めてはいけません。その仕事の性質から本当に必要な場合に限りです
3	表示する場所は、W を水準 (V) より目立たせてはいけません。W は添え書きとして表示します
4	運営団体と表示する場所は、W を「最上位の認証」などと説明してはいけません

運営団体の約束

運営団体は、**W がどれくらい使われているかを継続して見て、公表します。**思ったより多く使われている場合、それは人ごとの水準 (V) が信用されていないしです。そのときは W の条件を厳しくするのではなく、規格の見直しの場に **V の作り方そのものの再検討**を持ち込みます。

記録の扱い方

- ・ 記録には、まだ公開していない制作中のデータが含まれます。検証員と運営団体は、確認をできるだけ作った人の環境で行い、送ってもらう量を最小限にします
- ・ 検証員と運営団体は、確認のために預かった記録を AI の学習に使いません
- ・ 運営団体は、登録に至らなかったことを公表しません。結果は申し込んだ人にだけ伝えます

第3部：表示のしかた

基本の形

来歴 B-V3
| 作った人の水準
| 作品の区分

詳しく書く形

来歴 B-V3 / 2026-08 / RK-7K2M4Q8P
| 照会番号（水準が有効か確かめられます）
| 水準を確かめた年月

照会番号は運営団体が付けます。頭に **RK-**（来歴＝RaiReKi）が付きます。番号の細かい様式はまだ決めていません。上の例は仮のものです。

やってはいけない表示

次のことをすると、この規格に沿っているとは言えません。作った人にも、表示する場所にも当てはまります。

やってはいけないこと	なぜか
作った人に区分（A～E）を表示すること	「区分Aの作家」のようなレッテル貼りになり、AIの善し悪しを決めないという立場に反します
「AI 不使用」「Human-Made」などを一緒に書くこと	区分Aであっても保証ではありません
「本物」「真正」などを一緒に書くこと	中身が本物であることの保証ではありません
区分Eを差別する表示、検索から外すこと	この規格はAIの善し悪しを決めません
V1（自己申告）を確認済みと勘違いさせる表示	水準を必ず書いてください
Wを「いちばん上」として表示・説明すること	Wは順番の外にある追加の手続きです
Wがないことを理由に下に表示したり検索から外すこと	Wが当たり前になると、費用を払えない人が締め出されます
V0をバッジや印として表示すること／表示のない作品に「V0」と記すこと	V0は誰かに付ける段ではありません。表示していないことに印を付けると、開示しないこと自体を悪いことにしてしまいます
水準を持たないことだけを理由に、下に表示し	水準は確かめられている度合いであって、人の

やってはいけないこと

なぜか

たり検索から外すこと

価値の順序ではありません

水準を書かずに区分だけを表示するのは（たとえば「区分 A」とだけ書くのは）、この規格に沿った表示ではありません。作った人と表示する場所は、区分と水準を必ず一緒に表示します。

これから決めること（意見を募集しています）

この案では、わざと決めずに残していることがあります。ご意見をお寄せください。

1. **学習データの来歴を別の軸として作るべきか。** 無断で学習したモデルを使うことは大きな関心事ですが、使う側から確かめる方法がありません。区分に入れるか、任意の書き添えにするか、対象外にするか決めきれいていません
2. **手描きやアナログの制作（絵画、工芸、フィルム写真）で、何を記録とするか。** デジタル前提の記録では対応できません
3. **文章・音楽・翻訳・プログラムなど、絵以外での C と D の分かれ目**
4. **区分 B の範囲。** ソフトに AI 機能が組み込まれていく以上、B の範囲は年々広がります。どのくらいの頻度で見直すか
5. **何人かで作った作品で、誰が申告の責任者になるか。** とくに発注した側が制作に口を出す場合
6. **会社の水準をどの単位で見るか。** 大きなスタジオで部署ごとにやり方が違う場合、事業所ごとで足りるか
7. **学校での使い方（レポートや論文で AI を使ったことを書くとき）**
8. **水準を持たない人の扱いを、どこまで規格で縛るか。** V0 の表示禁止と「水準がないことだけを理由に不利に扱わない」という条件を第 2 部に置きましたが、表示する場所や発注する人との間に契約関係がないため、**実効性は「規格に沿っているとは言えない」という評価にとどまります。** これで足りるのか、別の手立てが要るのかを決めきれいていません
9. **「作品ごとの記録」が、制作の実務と合っているか。** デザインの現場からの指摘です。Figma のように自動保存で「途中保存」という概念がないソフトがあり、Photoshop や Illustrator でも上書き保存が普通で、途中データを細かく残す習慣は一般的ではありません。Web 制作では、コードの履歴（Git）・画像編集・AI とのやりとりで証跡が分散し、一つにまとめるのが難しい。「決められた記録を残す」の中身を、**道具が自然に残すもの（自動保存の履歴、バージョン管理、AI サービス側の履歴）を活かす形にできないか、**検討しています

見直しについて

生成 AI の進歩で、区分の分かれ目はすぐ古くなります。**この規格は 1 年ごとに見直す前提です。** 見直しの議論と経緯はすべて公開します。

使ってよい範囲

この文書は **CC BY 4.0** です。出典を書けば、書き換えても商売に使っても自由です。プラットフォーム、企業、学校が自分のルールや画面に組み込むことを歓迎します。

出典の書き方の例：来歴区分表 v0.17 / 来歴標準プロジェクト (CC BY 4.0)

出典に書くのは**この規格の作成元**（来歴標準プロジェクト）です。規格を運営・採用する団体の名前は、これとは別に自由に表示できます。

この言葉づかいが広く共有されること自体が、この規格の目的です。

ご意見の送り先

contact@jumpstack.co.jp

改訂の記録

版	日付	内容
v0.17	2026-08-07	デザイン実務者からの意見をもとに3点を補った。①別紙「よくある制作フローと区分例」を新設し、本文から参照した（別紙は参考情報）②「区分の見分け方」に「何を1つの作品として申告するか」の補足を追加（同じ生成物でも、申告の単位で区分が変わるため）③「これから決めること」に9（作品ごとの記録が制作実務と合っているか）を追加。 区分・水準の定義そのものに変更はありません
v0.16	2026-08-06	区分の順序についての言い方を直した。 「区分A～Eに上下はありません」と言いながら「下ではなく上の区分を選んでください」「低く／高く申告」と書いており、 同じ文書のなかで矛盾していた （利用者からの指摘）。区分には「生成AIをどれだけ使ったか」という軸の順序はあるが、良し悪しの順序ではない、という書き分けに改めた。第2部の水準についての言い方（「確かめられている度合いの順序であって、人の価値の順序ではありません」）と揃えた。 規格の内容そのものに変更はありません
v0.15	2026-08-06	照会番号の頭を RSK- から RK- に変更（RSK- はスキーム文書の番号に使うため、混同を避け

版	日付	内容
		る)。番号の様式が未確定であることを明記。用語の整理として「確認や認定のしくみ」を「確認や登録のしくみ」に、「認証が出なかったこと」を「登録に至らなかったこと」に改めた（制度の行為として「認証」「認定」を用いないため）。 規格の内容そのものに変更はありません
v0.14	2026-08-05	水準 V0 の扱いを明確化。第 2 部に「V0 は表示には現れない」「V0 に下がることはない」を追記し、「水準の扱いについて」の 4 条件を新設。第 3 部の「やってはいけない表示」に 2 件を追加。「これから決めること」に 8 を追加
v0.13	2026-08-03	初回公開版（意見募集中）

今後の見直しの議論と経緯は、すべて公開します。